

平成31年 2月 2日から平成31年 3月31日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成30年度の監査対象機関のうち、知事部局10箇所、教育委員会 4 箇所、警察本部 2 箇所の計16箇所について監査を執行した。その他主要な工事 1 箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況を知事部局 4 箇所、教育委員会 1 箇所の計 5 箇所実施するとともに、地方自治法第199条第 8 項の規定による関係人調査を事実確認が必要な 1 機関に係る 1 事業者に対して行った。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

監 査 委 員

元年監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、平成30年度に執行した監査の結果（平成31年 2月 2日から平成31年 3月31日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

令和元年 7月26日

京都府監査委員 井 上 重 典  
 同 岡 本 和 徳  
 同 森 敏 行  
 同 小 林 裕 明

なお、監査執行者は、次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
片 山 誠 治	平成31年 2月 2日～平成31年 3月31日
田 中 健 志	平成31年 2月 2日～平成31年 3月31日
森 敏 行	平成31年 2月 2日～平成31年 3月31日
小 林 裕 明	平成31年 2月 2日～平成31年 3月31日

第 1 定期監査

実施機関名等	監査実施日	実施方法
自転車競技事務所	平成30年12月10日・平成31年 2月 8日	実地監査
京都東府税事務所	平成30年 9月 1日～12月25日・平成31年 2月26日	実地監査
京都西府税事務所	平成31年 1月23日・2月26日	実地監査
京都市南府税事務所	平成30年 9月 1日～12月25日・平成31年 2月26日	実地監査
自動車税管理事務所	平成30年 9月 1日～12月25日・平成31年 2月26日	実地監査
府立消防学校	平成30年12月 3日・平成31年 2月26日	実地監査
流域下水道事務所	平成31年 2月12日・13日・25日	実地監査
家庭支援総合センター	平成30年12月12日・平成31年 2月 8日	実地監査
農林水産技術センター（生物資源研究センター）	平成31年 1月24日・2月19日	実地監査
京都林務事務所	平成31年 2月 6日・7日	書面監査
府立山城郷土資料館	平成30年12月14日・平成31年 2月19日	実地監査
府立東宇治高等学校	平成31年 2月 7日	書面監査
府立朱雀高等学校	平成31年 2月 8日	書面監査
府立菟道高等学校	平成31年 1月25日・2月25日	実地監査
上京警察署	平成31年 2月 4日	書面監査
南警察署	平成31年 2月 4日	書面監査

京都東府税事務所	平成31年 3月 8日	特別財務 (現金)
府立植物園	平成31年 3月 8日	特別財務 (現金)
宇治児童相談所	平成31年 3月 8日	特別財務 (現金)
農林水産技術センター (茶業研究所)	平成31年 3月 8日	特別財務 (現金)
総合教育センター	平成31年 3月 8日	特別財務 (現金)
京都土木事務所	平成31年 3月15日	特別財務 (関係人)
府営水道事務所(宇治系送水管路更新・耐震化工事(城陽線第3工区(その1)(その2)))	平成31年 2月15日	工事監査
例月出納検査 (会計事務月例点検)	平成31年 2月25日・28日	-
	平成31年 3月25日・28日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成29年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成30年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 法規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実
- (3) 次の重点項目を設定し、効率的・効果的な監査を実施する。
  - ア 財務事務に係る内部牽制は、適切に機能しているか。
  - イ 契約に係る事務処理は、適正に行われているか。
  - ウ 現金等の管理は、適切に行われているか。

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

① 支出

- ・報償費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。(家庭支援課、学校教育課)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	1	3	2	1	0	1	0	0	0	2	10

① 収入

- ・歳入科目誤り(自転車競技事務所)

② 支出

- ・事業者等への支払遅延(人権啓発推進室、府立消防学校)
- ・時間外勤務手当の支給漏れ(京都林務事務所)

③ 契約

- ・予定価格調書の未作成(自転車競技事務所)
- ・契約書の作成不備(府立消防学校)

④ 物品

- ・毒劇物の管理不備(府立菟道高等学校)

⑤ 現金

- ・公共料金等自動口座振替用通帳の確認漏れ(宇治児童相談所)

⑥ その他法令等

- ・出勤簿への押印漏れ(宇治児童相談所)
- ・夜間学校給食衛生管理基準に定める健康診断の未実施(府立朱雀高等学校)

第2 財政的援助団体等監査

平成31年 2月 2日から平成31年 3月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成29年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、②出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した6団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合	補助	平成31年 2月 6日	書面監査
一般社団法人 京都私立病院協会	補助	平成31年 2月 7日	書面監査
社会福祉法人 三福福祉会	補助	平成31年 2月12日	書面監査
一般財団法人 城陽山砂利採取地整備公社	出資	平成31年 2月13日	書面監査
公益社団法人 京のふるさと産品協会	補助	平成31年 2月14日	書面監査

一般財団法人 京都 こども文化会館	出資 補助	平成31年2月15日	書面監査
----------------------	----------	------------	------

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。

イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。

ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。

イ 内部牽制（チェック）体制は採られているか。

ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。

エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。

オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていた。

第3 監査委員による意見・要望

監査委員の意見・要望は、以下のとおりである。

① ハード・ソフト両面からの防災・減災対策の取組  
多発している豪雨や台風等の被害について、一日も早い復旧に向け取り組まれるとともに、河川整備等のハード対策を着実に進められたい。

また、ソフト対策にあつては、府民が実際に避難行動を起こし、安全に避難できるよう、災害弱者への対応や円滑な避難所運営等も含めた、実効性ある対策に市町村と連携して取り組まれたい。

② 府域への観光客の誘致や観光消費額増加の取組  
府内各地域への観光入込客数の増加については3つの京都博の開催などにより一定の成果を上げているが、その効果は限定的であり、京都市以外の府域の観光客誘致や消費額増加の取組を更に推進されたい。

③ 内部牽制の体制整備等の取組

地方自治法の改正により、知事は内部統制に関する方針を定め、体制を整備し、評価を行い、報告書を作成することとされたが、令和2年4月1日の施行に向けて、監査委員からの要望を十分反映された

い。

④ 文化庁の移転と文化力による京都の未来づくり  
府民が、文化庁の移転をメリットとして実感できるように、文化庁との連携のもと、地域振興・地域創生や府民生活の豊かさにつながる文化行政を推進されたい。

⑤ 青少年等のひきこもりからの自立支援の取組  
長期化するひきこもりからの復帰に向け、脱ひきこもり支援センターを中心に関係者が密接に連携し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援の取組を進められたい。

また、ひきこもりの未然防止や早期復帰に向け、いじめ・不登校対策に取り組まれている学校現場等とも連携し、切れ目のない実効性ある取組を進められたい。

⑥ 子育て環境日本一に向けた取組の充実

結婚を希望する若者がためらうことなく結婚に踏み出し、安心して子どもを産み、育てることのできるよう、就労支援や婚活支援、育児と仕事の両立支援など、若年層に対する少子化対策の充実を図られたい。

⑦ 農林水産業の担い手育成

農林水産業を維持・発展させるため、新規就業者が地域に定着し、安定して業に携わることができるよう積極的に取り組まれたい。